

COP7通信

11月

8日

# Kiko

マラケシュ

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル3F  
Tel:075-254-1011 / Fax:075-254-1012  
E-mail:kikonet@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/kikonet/

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2F  
Tel:03-3263-9210 / Fax:03-3263-9463  
E-mail:kikotko@jca.apc.org

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## 閣僚級会合へ、日本政府こそが妥協の姿勢を

閣僚級会合が始まる前夜の6日、遵守の交渉グループが合意に至った（内容については以下を参照）

これで大臣には、京都メカニズムの交渉の仕上げと割当量のアカウンティング方法などにおける合意、さらにロシアの吸収源の上限値見直し要求についての解決などが残されることになった。

7日、閣僚級会合が始まり、会議場は突如としてにぎやかになった。各国の大臣のスピーチが延々と続けられる一方で、二国間やグループ間の閣僚級交渉が繰り広げられている。

残された課題について交渉する時間はもう少ない。今必要なのは、合意へ向け各国が柔軟性をもって交渉することである。7日の各国大臣のスピーチでは、多くの国の大臣から、「ここで仕事を終えなければならない」、「2002年9月のリオ+10までに批准をすること」といった前向きなメッセージが相次いだ。あと2日、いよいよ終盤だ。ここで合意をすること、そこへ大臣達は邁進してもらいたい。

各国への挑戦状？川口大臣スピーチ  
川口大臣はスピーチで、「ここで仕事を終えなければならない」と述べ、残された時間一杯交渉するという強い意思を示した。そして、「全ての国が柔軟性を示すことができるかどうかだけが問題だ」と各国に柔軟な姿勢を求めた。しかしその一方で、批准を考える日本にとって制約の少ない京都メカニズムの利用が

不可欠であることを強調し、京都メカニズムに関する部分で日本の主張をのまねば批准はできない、との挑戦的な声明とも受け取れ、後ろ向きの印象を強く与えるものだった。実際、京都メカニズムの利用には上限をつけないことがボン合意で決まっており、川口大

臣の言う懸念は、今交渉の論点として残っていることでこだわる問題ではないはずだ。議長テキスト案で日本は全て合意できるはずである。

川口大臣には、柔軟な姿勢が必要なのはとりわけ日本であることを承知して交渉にあたっていただかねばなるまい。

### しっかりした遵守制度に合意

6日夜、遵守制度の手続きに関する合意が成立した。これにより、遵守委員会の設置（促進部と履行強制部）その権限、機能、構成、意思決定方法、また両部が決定する削減義務の不遵守に対する帰結など、拘束性のある基本的な遵守制度の枠組などが決まった。しっかりした遵守制度は京都議定書の生命線であり、それは不履行の場合の制裁のためにも、自発的な履行を促すためにも不可欠なものである。遵守問題は交渉が一番難航するとの見通しもあったため、合意できたことは批准に向けた大きな前進だ。7日の閣僚級スピーチでは、遵守制度の法的拘束力制を重視してきたG77の代表したイラン環境大臣や、EU代表のベルギー環境大臣も合意を歓迎した。

最後まで争点となったのは次の4点。(1)遵守手続きの開始について、豪・日は、締約国が他の締約国の不遵守に関する情報を遵守委員会に提出し、手続きを開始することにに対して強く反対。(2)遵守委員会が扱われる情報は、遵守委員会が最終的な決定をするまで公開すべきではないと露が強く主張、日本はこれを黙認。(3)議定書の5・7条に定められている報告義務を守らなかった場合、遵守行動計画を作成することについて日本が強く反対し条項の削除を要求。(4)喪失した京都メカニズムを利用する権利の回復する手続きを明確にすべきと日本は主張。最終的に合意された手続きは、(4)のみが認められ、他はボン合意の内容をそのまま採用したものとなった。

日本はマラケシュでも、さまざまな点で抵抗を続けてきた。しかし、日本の主張はほとんど退けられたが、(4)の喪失した京都メカニズムの利用を回復できるケースは追加された。

ここでしっかりした遵守制度の手続きに合意したことにより、帰結に法的拘束力を持たせる方向へ大きく近づいた。あとは、COP/MOP1で帰結に法的拘束力を持たせる決定をし、この問題を完結すべきである。

## 日本一国が交渉を混乱

～5・7・8条の交渉グループにて～  
閣僚に渡す前の交渉を続けている5・7・8条(報告と審査)の交渉グループで、交渉の最終場面に入っても日本が交渉を大きく混乱させている。日本は今になって新しい提案を出し、それを合意文書に盛り込もうと執拗に要求し続けている。各国は、日本提案の取り扱いを巡り議論をせざるを得なくなったが、日本は少々文言の訂正にすら抵抗し、ほとんどそのままテキストに盛り込むことを押し通すという全く柔軟性のない姿勢で交渉にならない。日本だけが交渉の進展を遅らせ、会議は深夜に及んだ。日本の提案は、不遵守になって喪失した京都メカニズムの参加資格の回復手続きに関するものだが、これについてはCOP7で決定せず今後議論することに全締約国が合意しており、細かい文言に執着する必要はなく、柔軟性は十分示せるはずのところだ。にもかかわらず日本政府が全く融通の利かない態度を続けているため、ドブランド共同議長にも怒りの表情が見取れる。この交渉姿勢は各国に柔軟性を求めた川口大臣のスピーチとは完全に相反するものだ。今交渉の最終段階にあることを考慮し、ただ強引に主張を押し通すだけの交渉は即刻止めていただきたい。



内輪の協議のために交渉を中断させている  
日本政府代表団(11月7日23時頃)

## 地球サミットへの助言採択を

COP7は「持続可能な開発のための地球サミット(WSSD・リオ+10)」へアドバイスする責任があり、本会議においてその決議を採択しなければならない。将来の持続可能な開発への道を定めるだろう地球サミットの結果は南北双方の国々にとって非常に重要なものとなる。

COP7が強力な助言でWSSDを導くこ

## ㈱リコーに「Eワード」賞

5日、日本の株式会社リコーに、「持続可能なエネルギーの未来のためのビジネスカウンシル」により、Eワードという賞が与えられた。この賞は「温暖化防止はビジネスである」との合言葉で、その年最も温暖化防止に貢献した政治家と企業に与えられる賞である。昨年が1回目で、エストラーダ COP3議長とドイツの保険会社ゲーリング社に与えられた。今年は、ブロンク COP6議長と、リコーに与えられることになり、はるばる東京からリコー社会環境室の谷氏が桜井社長の代理でマラケシュを訪れた。

リコーは省エネ型のコピー機やファックスなどを製造し、エネルギー管理も環境保全活動同様活発に行っている。何よりもリコーは、京都議定書を支持する企業の署名を集める「エミッション55」に、世界的に名の知られた日本の企業の中で率先して署名した。今回の賞は、リコーのこうした行動が京都議定書発効に向けてリーダーシップを発揮したと評価され、その功績に対して与えられた。谷氏は桜井社長の言葉を代読し、「リコーのこうした行動は、京都議定書の発効を望む日本政府を後押しするものである。他の多くの日本企業が署名することを望む」と力強く述べた。

とはサミット成功に必要な不可欠である。

WSSD決議で認識すべきこと

- ・気候変動は世界の貧しい層の人々に破壊的な影響をもたらし、全体としても地球規模での不平等を促進するものである。持続可能な開発にも大きな脅威となる。
- ・温室効果ガス排出削減措置は世界の貧しい層の人々の日常生活でのエネルギー需要を妨げるものであってはならず、経済的・社会的・環境的に持続可能な開発を望む彼らの要求を満たすものでなければならぬ。
- ・エネルギーと開発のニーズを満たすためにはエネルギーインフラへの大規模投資とともに、需要側、末端での措置及び分散型で費用対効果の高いオプションが取られることが必要である。
- ・気候変動を防ぐ障害となっているのは技術面、経済的なものではなく政治的な意志(の欠如)である。

WSSD決議に明記すべきCOPの義務

- ・危険な気候変動とは何か、排出削減を通じどうそれをくい止めるのかを定義するプロセスを確立すること。
- ・プロジェクトの実施に関する交渉において最高基準の透明性と市民参加を維持することで、気候変動対策に関する制度の全てのレベルで持続可能な開発の社会面の必要性を取り込んでゆくこと。大きな打撃を被る貧困かつ脆弱な人々の立場が気候変動対策の過程で十分代表されることを担保するものでなくてはならない。
- ・持続可能な開発の達成評価において優先すべきクライテリアとして先住民族の置かれた状況の評価が成されること、

またCOP及び補助機関会合において先住民族と地域社会代表が含まれること。

・途上国での適応のための資金援助が拡大されること。

COP7がWSSDに求めること

- ・現在適切なエネルギーへのアクセスが出来ないでいる途上国の20億の人々、とりわけ女性が実質的なエネルギーニーズを満たせるようになるため、十分な資金提供、技術移転と能力育成を提供すること。また今後30年間の再生可能でない資源の消費は、より持続可能なエネルギーシステムを達成するため明確に定義された移行プログラムの一部として位置づけられるべきである。
- ・特に先進国において、化石燃料や原子力から再生可能エネルギーへ向かうよう投資を再編成するプログラムの実施を義務づけること。G8再生可能エネルギータスクフォースの勧告は必要最小限であり、国際及び国内での化石燃料と原子力補助金を段階的に廃止することが必要である。このプログラムは再生可能エネルギーのコスト削減を主眼とした目標と目標年を含む一連の措置によって実施されるべきである。
- ・市民参加や貧困撲滅などアジェンダ21の社会的側面を含む、多国間環境条約の一貫性を評価・担保すること(eco11/7)

## Kiko COP7通信 No.4

2001年11月8日発行

発行・編集/気候ネットワーク  
浅岡美恵、鮎川ゆりか、大島堅一  
小野寺ゆうり、川阪京子、平田仁子